

災害時等における避難所等の
衛生環境整備に関する協定

令和 8 年 10 月 9 日

神奈川県

株式会社岡田屋

災害時等における避難所等の衛生環境整備に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社岡田屋（以下「乙」という。）は、第1条で定める災害時等において、避難所等における県民等の衛生環境確保のため、乙の協力によるレンタル機材、資材及び衛生商品（以下「資機材等」という。）並びに乙が提供可能な常設・仮設トイレ、トイレカーの清掃及び避難所内の除菌清掃や、避難所に対する啓発等の衛生関連役務サービス（以下「役務サービス」という。）の提供等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、自然災害や大規模事故等の他、県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じた又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した際（以下「災害時等」という。）に、避難所等における衛生環境を確保するために、甲が乙に対して協力を要請し、乙が協力することにより、被災者の命と健康を守ることを目的とする。

（協力要請の内容）

第2条 協力要請の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）災害時等に、別表1の品目を基準とした資機材等を、甲又は市町村に提供すること。ただし、乙が対応可能な資機材等とする。
- （2）災害時等に、役務サービスを、甲又は市町村に提供すること。
- （3）前2号に定めるもののほか、甲と乙が協議して決定した協力について提供すること。

（協力活動の要請手続）

第3条 甲は、甲又は神奈川県内の市町村において、災害時等に避難所等における衛生環境の支援が必要となった場合、乙に対して協力を要請するものとする。

2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した、様式第1号「協力要請書」によるものとする。ただし、緊急のときは、口頭等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- （1）要請担当者の職名・氏名・連絡先電話番号
- （2）要請日時
- （3）要請内容（資機材等の名称、数量、役務サービス、その他必要情報）
- （4）要請理由
- （5）提供場所
- （6）提供期間
- （7）備考

- 3 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

(協力活動の実施)

第4条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請があったときは、事業運営に支障のない範囲において、第2条に定める協力を行うものとする。

- 2 乙は、事前に書面により、甲の承諾を得た上で、資機材等や役務サービスの提供の一部を第三者に再委託することができるものとする。なお、再委託先の行為については、乙が甲に対して一切の責任を負うものとする。

(運搬及び引渡し)

第5条 資機材等の引渡し場所は、原則、甲が状況に応じて指定するものとし、指定する場所への運搬、設置・配置及び撤去は、原則として乙又は乙が再委託する事業者が行うものとする。

- 2 甲は、前項の引渡し場所に職員を派遣し資機材等を確認の上、引渡しを受けけるものとする。
- 3 甲は、前項の規定による引渡しを受けることを市町村等に代行させることができるものとする。

(協力活動の報告)

第6条 乙は、第3条の規定により、資機材等の提供を行ったときは、甲に対し、次に掲げる事項を記載した、様式第2号「業務実施報告書」により報告するものとする。ただし、緊急のときは、口頭等で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 報告担当者の職名・氏名・連絡先（電話番号、メールアドレス）
- (2) 要請書番号及び日時
- (3) 対応内容（資機材等の名称、数量、役務サービス、その他必要情報）
- (4) 履行場所
- (5) 履行期間
- (6) 備考

(費用の負担)

第7条 乙が第3条の規定により、資機材等及び役務サービスの提供を行ったときに発生する次に掲げる費用については、災害時等の発生した直前における乙の定める価格を基準として、甲が負担するものとする。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条により、甲が他の地方公共団体等の要請に応じて生じた費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

- (1) 資機材等の提供に係るレンタル費用
- (2) 資機材等の提供に付随する運搬、設置・配置及び撤去に要する費用
- (3) 役務サービスの提供に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲の要請に応えるために乙が要する費用

2 乙は、前項に基づく費用について甲に請求を行うものとし、甲は、その内容を確認の上、適当と認めたときは、乙に対し、協力活動に要した費用を速やかに支払うものとする。

3 第1項ただし書きの場合、甲は支払請求書の送付先について、応援の要請があった地方公共団体と調整し、乙に通知するものとする。

4 費用の算定方法や支払時期等について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、誠実に対応するものとする。

(事故等)

第8条 乙は、本協定に基づく活動の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(協定業務の責任負担)

第9条 本協定に基づく活動に伴って乙に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は次のとおりとする。

(1) 甲が負担するもの

甲は、乙が活動中に死亡若しくは負傷し、又は活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に準じてその損害を補償する。ただし、甲が乙に対して、災害対策基本法第71条による、従事命令を行った場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者にかかる損害補償に関する条例（昭和37年神奈川県条例第51号）」を準用する。

(2) 乙が負担するもの

ア 乙は、出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えたときの損害を補償する。

イ 乙は、活動中に明らかに乙の責任に帰する原因により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えたときの損害を補償する。

2 乙は収集した情報の正確さに最大限配慮し、その情報の利用については、甲が判断を行い、乙に責任を問わない。

(平時からの協力体制)

第10条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平時から必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(訓練の参加)

第 11 条 乙は、本協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が市町村と連携して実施する避難所運営等に関する訓練又は研修において、参加及び協力を努めるものとする。

(連絡責任者)

第 12 条 本協定の連絡窓口は、様式第 3 号「連絡体制表」のとおりとする。
なお、連絡責任者に変更があったときには、相手方に対し直ちに通知する。

(協議)

第 13 条 本協定に定めのない事項又は協力内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 本協定の有効期間は、令和 8 年 10 月 9 日から 1 年間とする。ただし、期間満了の日の 1 か月前までに、甲乙のいずれからも相手方に対して、文書をもって本協定の終了を通知しない限り、本協定は同一の内容にて 1 年間自動的に更新されたものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その 1 通を保管する。

令和 8 年 10 月 9 日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通 1
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 神奈川県横浜市旭区二俣川 2-50-14
コブレ二俣川オフィス 11 階
株式会社岡田屋
代表取締役 岡 田 隆